

日アマ 第 25094 号  
平成 25年 6月27日

〒  
東京都品川区  
  
 様

〒170-8073東京都豊島区巢鴨1-14-5  
一般社団法人 日本アマチュア無線連盟  
会長 JA5MG 稲毛 章

(押印省略)

## 会費前納者の方々の取扱いの変更について

謹啓

日頃は長年にわたりJARLの運営にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

このたび、お手紙を差し上げましたのは、本年6月16日(日)、東京都新宿区のベルサール西新宿で開催いたしました第2回定時社員総会におきまして、「会費の納入を免除されている者の取扱い変更に係る規則の一部改正等の件」が承認され、会費前納者の方々への会費の取扱い変更をさせていただくこととなりました。

この定時社員総会で決定した内容は、連盟財政改善への一つの方策ではありますが、会費の取扱いに変更が発生することでもあり、財政上のやむを得ない措置とはいえ深くお詫びを申し上げます。

平成22年5月、名古屋で開催されました旧法人の第52回通常総会においてご提案した内容と大きく異なる点は、会費前納(終身)会員としての免除期間の経過後も会員として「ライフメンバー」という呼称のもと、選挙権、被選挙権、アワード、コンテスト、各種の事業に参加することなどの権利は消滅することがなく、会員として在籍していただけますが、冊子による JARL NEWSとQSL転送サービスはご負担をお願いすることとなります。

この決定の取扱いは、8万円までの会費を前納されている方の免除期限は「平成26年3月31日まで(平成25年度末)」、20万円の会費を前納されている方の免除期限は「平成36年3月31日まで(平成35年度末)」として、お取り扱いをさせていただくものでございます。

会費前納(終身)制度につきましては、昭和34年6月から54年間維持させていただきこの間、会費前納(終身)会員の皆様方が連盟財政の安定に貢献していただくとともに、アマチュア無線の発展に寄与してこられましたことに対しまして敬意を表します。

なお今後とも、連盟の運営についてはアマチュア無線の維持発展のため、格別なご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、長期にわたる財政運営の安定を図れるよう努力して参りますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

追伸

会費前納(終身)会員の皆様には、今後は「ライフメンバー」として呼称させていただきます。この「ライフメンバーカード」につきましては、来年早々、改めてご郵送申し上げます。

今後のライフメンバーの皆様が利用される場合の、「冊子による JARL NEWSの購読」と「QSL転送サービス(年額3,600円)」のお支払い方法は、今後発行のJARL NEWSなどにより、詳細をお伝えしてまいります。

本件お問い合わせ先：一般社団法人 日本アマチュア無線連盟  
〒170-8073 東京都豊島区巢鴨 1-14-5  
□総務部庶務課：電話03-5395-3103  
FAX03-3943-8282  
電子メール： shomu@jarl.or.jp  
□会員部会員課：電話03-5395-3109  
電子メール： kaiin@jarl.or.jp